



### 3 移動制限区域内の家きん・家きん卵及び家きん排泄物の一部出荷(搬出)再開の状況

関係農家戸数	家きん		家きん卵		家きん排泄物		備考	
	再開農家戸数	残戸数	再開農家戸数	残戸数	再開農家戸数	残戸数		
1 例目	うずら 3戸 卵用鶏 10戸 肉用鳥 4戸 あいがも 2戸 GPセンター 1か所	3戸 0戸 10戸 4戸 2戸 -	0戸 0戸 0戸 -	3戸 10戸 -	0戸 0戸 -	3戸 10戸 4戸 2戸 -	0戸 0戸 0戸 0戸 -	1例目及び2例目の発生農場に係る移動制限区域の解除(それぞれ3月27日、4月4日に発表)後も、9戸(うずら3戸、卵用鶏3戸、肉用鶏2戸、あいがも1戸)が3例目以降の発生農場を中心とする移動制限区域内に含まれており、移動制限の例外適用のされていない農家は残戸数として表記している。
2 例目	卵用鶏 4戸 肉用鳥 2戸 あいがも 2戸	4戸 2戸 2戸	0戸 0戸 0戸	4戸 -	0戸 -	4戸 2戸 2戸	0戸 0戸 0戸	2例目の発生農場に係る移動制限区域の解除(4月4日に発表)により、8戸全ての農家が移動制限区域外となった。
3 例目	卵用鶏 2戸 GPセンター 2か所	2戸 -	0戸 -	2戸 2か所	0戸 0	2戸 -	0戸 -	3例目の発生農場に係る移動制限区域の解除(4月17日発表)により、2戸及び、1~2例目の発生農場に係る移動制限区域にも含まれていた7戸の農家が、移動制限区域外となった。
4 例目	うずら 2戸 GPセンター 1か所	2戸 -	0戸 -	2戸 1か所	0戸 0	2戸 -	0戸 -	4例目以降の発生農場に係る移動制限区域は5月11日に解除となったため、すべての関係農家は移動制限が解除された。

関係農家戸数について:複数の移動制限区域内に存在する農家については、より発生の早い農場の移動制限区域内にあるものとして整理した。

例)1例目及び2例目の移動制限区域の重複部分に在る農家は、1例目の関係農家として記載している。

### 4 相談窓口への相談状況(5.11までの累計)

区分	相談件数	主な相談内容
防疫対策	144	・自分の居住地、事業所、耕地が制限区域内かどうか。 ・野菜を出荷しても大丈夫か。
食品の安全	36	・卵、肉を食べても大丈夫か。
ヒトへの感染	17	・外出しても感染しないか。
東三河農家経営等相談窓口	43	・農家や制限区域内農家に対する支援措置内容について。 ・所得減少分の支援策はあるのか。
計	240	